

1 策定の趣旨

本市の国保財政は、平成19年度以降単年度収支不足が続き、平成22年度決算では累積赤字額が約120億円になるなど極めて厳しい状況となったため、平成23年度から「千葉市国民健康保険事業財政健全化に向けたアクションプラン」(以下、「アクションプラン」)を策定し、2期6年間にわたり歳入の確保と歳出の抑制に取り組み、収支改善に努めてきた。その結果、累積赤字額は、平成28年度決算では約55億円となった。

平成30年度予算では、国民健康保険事業の広域化とそれに併せた公費拡充等もあり、本市においては一般会計からの収支不足分の繰入が無くなり、単年度ベースでは財政が健全化する見通しとなった。

しかしながら、国保制度の財政基盤は強固とは言えない状況にあり、本市においても未だ累積赤字を抱え、財政が健全化したとは言いがたい状況であることから、更なる歳入確保と歳出抑制の取組みを進めるため、平成30年度から平成33年度までの4年間を計画期間として、第3期アクションプランを策定する。

2 国民健康保険制度の改革

(1) 広域化とは

国民健康保険事業の広域化は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うものであり、構造的な問題(①年齢層が高く医療費水準が高い②所得に対する保険料負担が重い③小規模保険者が多い等)を抱える国民健康保険制度を安定化させることを目的としている。

従来、市町村がそれぞれの保険料収入によって保険給付費等を賄っていたが、広域化後は、同額が県から交付されることとなり、県全体で必要な保険給付費等を、県が医療費水準や所得水準を反映させて市町村ごとに割り当てる国保事業費納付金(以下「納付金」)によって賄う仕組みとなる。また、市は納付金を支払うために保険料を賦課することとなり、その際、県から納付金と共に示される標準保険料率を参考に保険料率を定めることとなる。

(2) 公費の拡充

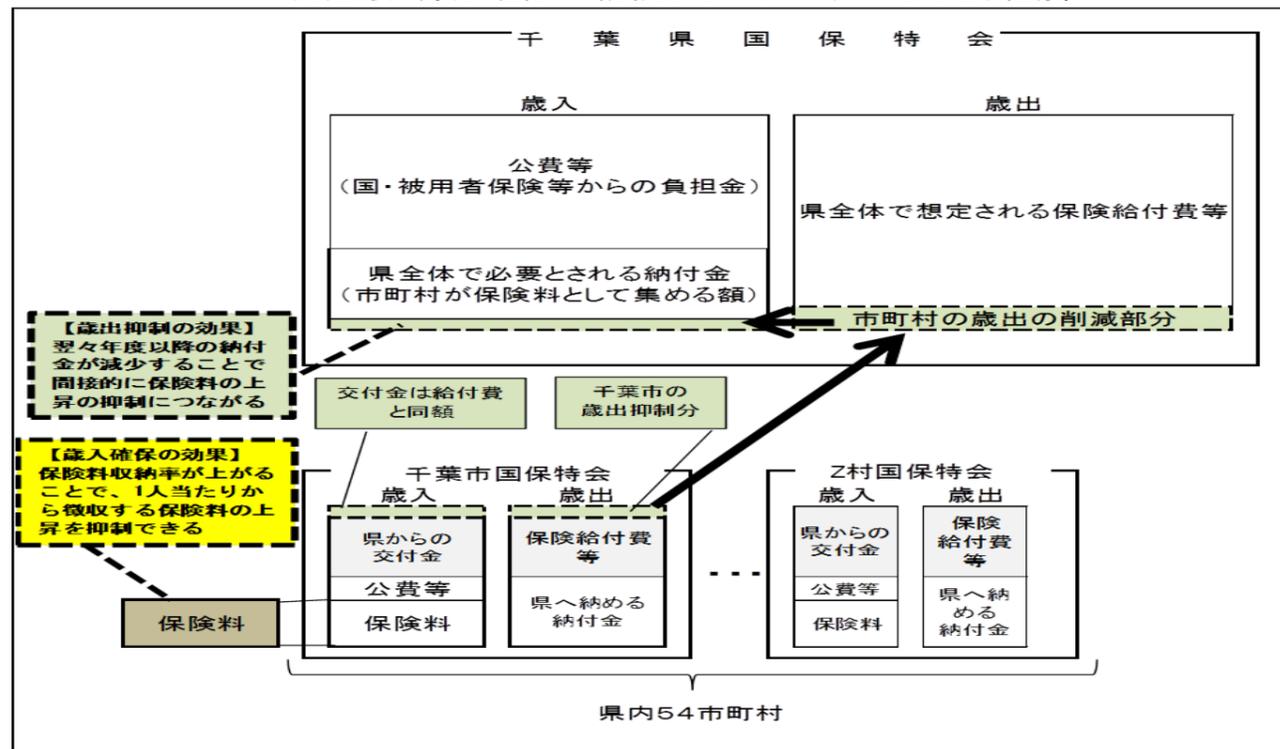
国保制度の構造的な問題に対応するため、国ベースで総額3,400億円の財政支援(内1,700億円は平成27年度から実施済み)が実施される。

そのうち、平成30年度から追加となる1,700億円には、保険者の経営努力に応じて配分される公費も含まれ、保険者として市が行う歳入歳出に係る取組はこれまで以上に重要となる。

(3) 本市の取組みの効果

広域化後は、市における取組効果のうち、収納率の向上などの歳入の確保分については、翌年度以降の保険料率上昇の抑制につながる。また、ジェネリック医薬品の利用促進などの歳出の抑制分については、翌々年度以降の納付金算定に反映される。

＜広域化後の財政の仕組みの概略とアクションプランにおける取組効果＞



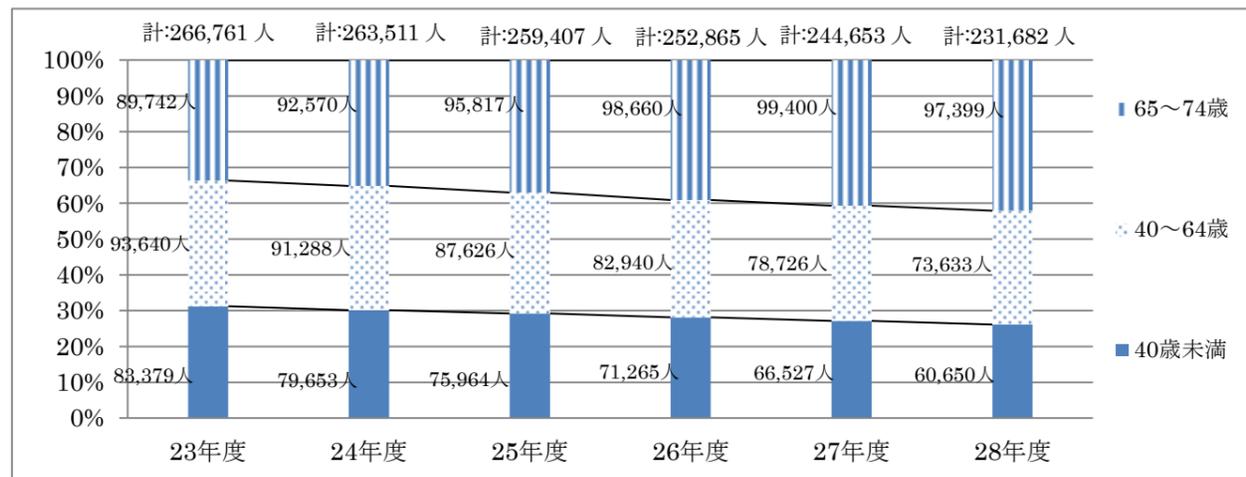
3 本市の現状と課題

(1) 現状

①被保険者について

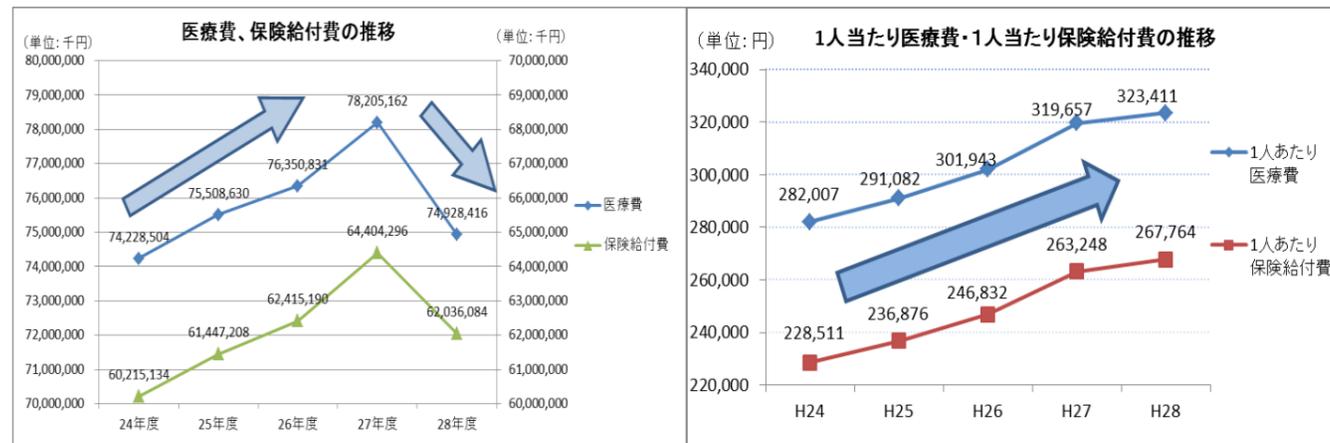
75歳以上の人口が増加していること、被用者保険の適用拡大等から、国保の被保険者は近年減少傾向であるとともに年齢構成も高齢層の比率が上昇している。今後もこの傾向が続くことが予想される。

＜被保険者の年齢構成の推移＞



②給付費について

医療費と保険給付費の総額としては平成28年度に被保険者数が減少したことが主な要因となり前年度を下回った。しかし、1人当たりの医療費と保険給付費は被保険者の高齢化や、医療技術の高度化などにより、右肩上がりであり続けている。今後もこれらの傾向が続く見込みである。



③保険料について

第1期及び第2期アクションプランでは滞納整理の徹底など収納率の向上や、実質収支比率を政令市平均程度まで引き上げることを目指して保険料を設定し、保険料の適正な確保に努めた。

| 区分 | H24 | | | H25 | | | H26 | | | H27 | | | H28 | | | H29 | | | | | |
|-----|---------|--------|--------|-------|--------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|--------|---------|--------|---------|----|------|--|--|
| | 医療 | 支援 | 介護 | 医療 | 支援 | 介護 | 医療 | 支援 | 介護 | 医療 | 支援 | 介護 | 医療 | 支援 | 介護 | 医療 | 支援 | 介護 | | | |
| 所得割 | 5.81% | 1.89% | 1.93% | 2.44% | 5.81% | 1.91% | 2.52% | 6.01% | 2.00% | 2.52% | 6.37% | 2.12% | 2.22% | 6.71% | 2.22% | 2.25% | | | | | |
| 均等割 | 16,200円 | 5,160円 | 7,440円 | 据置 | 9,360円 | 17,400円 | 5,760円 | 10,200円 | 18,120円 | 6,120円 | 10,920円 | 18,480円 | 6,240円 | 9,840円 | 19,560円 | 6,480円 | 10,320円 | | | | |
| 平等割 | 21,480円 | 6,720円 | 5,760円 | 据置 | 7,320円 | 24,480円 | 8,040円 | 7,920円 | 25,440円 | 8,520円 | 8,520円 | 25,440円 | 8,520円 | 7,440円 | 25,800円 | 8,520円 | 8,160円 | | | | |
| 改定率 | 6.0% | | | 据置 | | | 4.5% | | | 4.3% | | | 4.5% | | | ▲11.5% | | | 4.5% | | |
| | 6.0% | | | 5.4% | | | 4.9% | | | 4.5% | | | 2.7% | | | 4.4% | | | | | |

(2) これまでのアクションプラン（第1期、第2期）の取組状況

アクションプラン数値目標・主要項目進捗状況

| | (プラン策定前) | 第1期アクションプラン実績 | | | | 第2期アクションプラン | | |
|---------------|-------------------------------------|----------------|---------------------|----------------------|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 【見込】 |
| 歳入の確保 | 口座振替加入率 (%) | 45.0 | 45.9 (50.0) | 46.6 (55.0) | 47.1 (60.0) | ★ 53.2 (53.0) | 54.9 (56.0) | 56.4 (60.0) |
| | 電話催告延べ件数 (件) | 65,961 | 62,660 (76,000) | ★112,977 (88,500) | ★108,702 (89,000) | — | — | — |
| | 特別徴収嘱託員による 現年分保険料徴収金額 (百万円) | 187 | ★256 (171) | ★287 (271) | 277 (356) | — | — | — |
| | 特別徴収嘱託員による 滞納繰越分保険料徴収金額 (百万円) | 180 | ★267 (236) | 359 (374) | 332 (491) | — | — | — |
| | 滞納処分実施件数 (件) | 466 | ★1,007 (700) | ★1,301 (800) | ★1,511 (900) | ★ 1,618 (1,400) | ★ 1,809 (1,600) | ★ 2,350 (1,800) |
| | 滞納世帯数 (世帯) | 39,405 | ★37,480 (39,700) | ★34,932 (37,500) | ★33,854 (35,300) | 32,111 (31,400) | 33,113 (30,500) | 32,500 (29,600) |
| 歳入の抑制 | 現年分 | 88.0 | ★89.1 (88.5) | ★89.7 (89.3) | ★90.0 (90.0) | 90.2 (90.5) | 90.2 (90.9) | 90.2 (91.2) |
| | 滞納繰越分 | 14.7 | ★17.4 (17.0) | ★20.0 (18.6) | ★21.0 (19.9) | ★ 21.7 (20.4) | 20.0 (20.8) | 19.9 (21.1) |
| | 全体 | 69.3 | ★71.6 (71.5) | ★73.6 (72.2) | ★75.9 (74.1) | ★ 77.0 (75.8) | 76.7 (78.7) | 76.2 (78.8) |
| | レセプト点検及び第三者行為 賠償請求の額 (百万円) | 320 | ★260 (243) | ★266 (250) | ★279 (259) | 262 (279) | 255 (281) | ★ 330 (283) |
| 特定健康診査 (%) ※1 | 32.5 | 32.7 (65.0) | 32.3 (37.0) | 33.4 (39.0) | 36.1 (41.0) | 36.2 ※2 (43.0) | ※4 (45.0) | |
| 特定保健指導 (%) ※1 | 14.4 | 11.7 (45.0) | 11.2 (18.0) | 9.8 (20.0) | 8.4 (25.0) | 13.3 (30.0) | ※4 (35.0) | |

「★」については、目標を達成。 下段 () 内は目標数値
 H28のジェネリック医薬品の割合・・・千葉県平均69.0% 千葉市は県内24位
 第1期：【旧指標】『後発医薬品／全医療用医薬品』の数量シェア
 第2期：【新指標】『後発医薬品／(後発医薬品のある先発医薬品+後発医薬品)』の数量シェア
 ※1 数値目標：「千葉市国民健康保険特定健康診査等実施計画」における数値目標。
 ※2 H28の特定健康診査受診率・・・政令市平均29.2% 千葉市は政令市第3位 千葉県平均39.2% 県内第35位
 ※3 H29.10月診療分による最新数値
 ※4 昨年度と勧奨方法が異なり、現段階での見込みの算出が困難

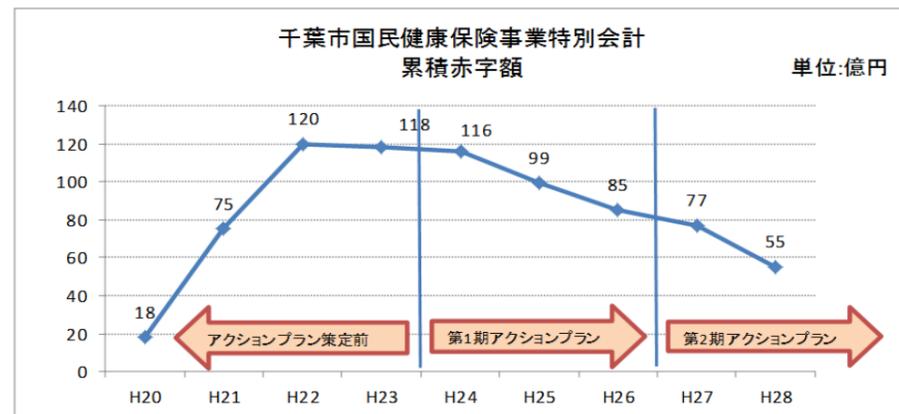
(3) 財政状況と今後の課題

一般会計からの収支不足分の法定外繰入金は、これまで行ってきたアクションプランに基づく収支改善の取組と平成30年度からの広域化やそれに併せた公費拡充等により、平成30年度予算では解消され、保険料も減額改定となる見込みである。

しかし今後、1人当たりでみた場合、被保険者の高齢化や医療の高度化に伴う保険給付費の増加等により、県への納付金額が増加し、それに連動して保険料は上昇することが見込まれている。

そのため、引き続き、歳入確保と歳出抑制の取組を進め、単年度の収支不足が生じないよう努めることで、保険料の上昇を抑えていく必要がある。

また、国保財政の健全化に向け、累積赤字を計画的に削減し、早期解消に努める必要がある。



3 財政健全化に向けた取組みと今後の見通し

(1) 国保財政の健全化に向けた方針

平成30年度予算では、これまでの収支改善の取組みと広域化及び公費の拡充により、単年度の収支不足(赤字繰入金)は解消される見込みとなった。今後は、引き続き単年度の収支不足が生じることのないよう、収支の均衡を保つ必要があり、歳入確保と歳出抑制の取組を今までのアクションプランと同様に推進していく。しかしながら、累積赤字は平成30年度以降も残ることとなる。累積赤字については、毎年、「第3期千葉市財政健全化プラン」(策定中)に基づき計画的に削減し、55億円の累積赤字の早期解消に努める。

(2) 第3期アクションプランにおける取組と目標

| | 主な取組 | 指標 | 過去の実績の推移 | 第2期 目標値 | 第3期 目標値 | |
|-------|--|------------------------------------|-----------------------|--------------|--------------------------|------|
| | | | | H29 | H33 | |
| 歳入の確保 | (1) 適正な賦課及び収納率の向上 ①口座振替の促進 ・電話により口座振替勧奨 ・ページ端末の増設 ②電話催告の強化 ・納付の催告のほか、納付誓約不履行者への催告、口座振替勧奨、口座再振替案内、所得申告勧奨、資格喪失勧奨等 ③現年分・過年分徴収対策の強化 ・納付資力を調査し適正な債権管理 ・滞納処分の強化 ・インターネット公売の活用 ・納付相談員の活用 ④低所得者への対応 ・所得無申告世帯に対する申告勧奨強化 ⑤資格の適正化 ・居所不明者の実態調査等の強化 | 口座振替加入率 (%) | | 60.0 | 60.0 | |
| | | 電話催告延べ件数 (件) | 新規設定 H28 80,545件 | — | 86,000 | |
| | | 滞納処分実施件数 (件) | | 1,800 | 2,100 | |
| | | 滞納処分における 差押金額 (円) | 新規設定 H28 168,116千円 | — | 208,400 | |
| | | 所得無申告世帯数 (世帯) | 新規設定 H28 8,701世帯 | — | 5,598 | |
| | | 収(納)率 (%) | 現年分 | | 91.2 | 92.0 |
| | | | 滞納繰越分 | | 21.1 | 21.6 |
| 全体 | | | 78.8 | 78.9 (参考) | | |
| 歳出の抑制 | (1) ジェネリックの利用促進 ①医療機関等と連携した啓発 ・リーフレット、ポスター ②公費医療所管課と連携した啓発 ③H28のアンケート結果の活用 ・処方箋の見方についての周知 (2) レセプト等の点検強化 ①医療費通知の対象拡大 ②第三者行為の負傷原因調査の拡大 (3) 返納金対策の強化 ・保険者間調整の実施件数拡大 (4) 保健事業の充実 ①特定健診の受診率向上 ・民間のマーケティング手法の活用等 ②特定保健指導推進 ・積極的支援について民間事業者委託(動機付け支援については検討) ③重症化予防 ・未受療者に対する受療勧奨及び保健指導 | 医薬品全体に占める ジェネリック医薬品数の 割合 (%) | | 70.0 | 81.0 | |
| | | 第三者行為に係る 求償委託件数 (件) | 新規設定 H28 173件 | — | 265 | |
| | | 特定健康診査受診率 (%) | | 45.0 | 44.0 (H28実績: 36.2) | |
| | | 特定保健指導実施率 (%) | | 35.0 | 21.0 (H28実績: 13.3) | |

(3) 国の動向と国・県への要望等

平成30年度に国民健康保険事業の広域化という非常に大きな制度改革がなされ、構造的な問題への対応が図られたが、国保制度を今後も持続可能なものとしていくための公費の拡充は十分なものとはいえない。今後も、県や県内他自治体、また他の政令指定都市等とも連携し、更なる公費の拡充による財政基盤の強化を求めていく。

(4) 第3期アクションプランの推進にあたって

平成30年度は広域化や、国からの公費が拡充されることにより、一般会計からの法定外繰入は無くなる見込みとなった。

しかしながら、今後も高齢化の進展等により、保険給付費の増加が見込まれる状況であることから、引き続き一般会計からの法定外繰入を生じさせないよう、歳入確保と歳出抑制の取組を進めるとともに、累積赤字を計画的に削減していく。